あわーず福井通信

増刊号
No.17

今回からは、**「雇用保険法」**についてみていきましょう！雇用保険＝失業保険と思われる方もいるのではないかと思いますが、昭和22年に**「失業保険法」**として施行されたものが、昭和50年４月１日から発展的に**「雇用保険法」**へと移行し現在に至っています。

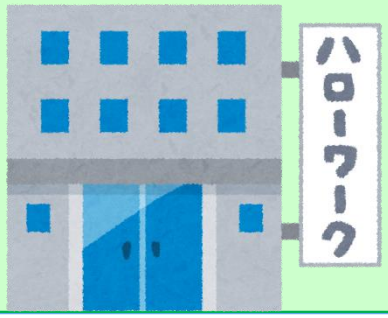

今回は全体的な給付に共通するルールや、総則的なポイントを見て行き、次回からはそれぞれの給付について、少し詳しく確認していきたいと思います！

先ずは、用語の定義から！

【離職】被保険者について、事業主との雇用関係が終了すること。

【雇用関係】労働者が事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その労働の対償として事業主から賃金、給料その他これらに準ずるものの支払いを受けている関係をいう。

【失業】被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること。

※「離職」だけでは「失業」にはなりません！　基本手当は、**失業している日**（失業していることについての認定を受けた日に限ります）について支給されます。４週間に１回ずつ、直前の28日間の各日について失業の認定がなされます。（ハローワークへ出頭し、職業の紹介を求めることが必要になります）

普通の会社に勤めていれば、一般的には雇用保険の被保険者になりますが、以下の場合は雇用保険の適用事業所に雇用されても除外となります。

１週間の所定労働時間が**20時間未満**である者

季節的に雇用される者であって、４ヶ月以内の期間を定めて雇用されるもの又は１週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満であるもの

※この場合も、所定の期間を超えて引続き同一の雇用主に雇用され４ヶ月を越せば、その超えた日から適用されます。

同一の事業主の適用事業に**継続して31日以上**雇用されることが見込まれない者

※例外もありますが、雇入れ時には予定していなかったが、事後的に31日以上雇用されることが見込まれる場合、その時点から適用です。

学校教育法の学校の学生又は生徒

卒業予定で、卒業後後も引続き雇用される者や、休学中並びに定時制の課程に在学する者は、要件を充たせば被保険者となります。

「雇用保険」は失業した場合だけでなく、**雇用の継続が困難となる事由が生じた場合**や、**労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合**に必要な給付を行う他、求職活動を容易にする等その就職を促進し、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の拡大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【雇用継続給付】その名のとおり「雇用」を「継続」するための給付のこと。60歳を過ぎてからの給料の低下をカバーしたり、60歳を過ぎてから失業に対する基本手当をすべて受取らないうちに、安定した職業に就いた場合に支給される**高年齢雇用継続給付**

育児や介護のために、退職してしまうケースがありますが、育児休業、介護休業期間の賃金の代わりに、**育児休業給付金、介護休業給付金**を支給し、雇用の継続につなげます。

【教育訓練給付】雇用の安定や就職の促進を図るために、必要な教育訓練として厚生労働大臣が指定する**教育訓練を受け、修了する**ことで支給されるものです。一般教育訓練で支払った費用の20%、より専門的・実践的な教育訓練の場合は50%（但し、上限・下限の額が決まっています！）難関国家資格や介護・福祉系資格も指定講座となっていることが多いです（○ーキャン等も）

【就職促進給付】基本手当をすべてもらい切ってしまう以前の、早期に正規雇用等の安定した形で就職できた者に対するボーナス的な給付（再就職手当）や住所・居所の変更が必要な就職や公共職業訓練を受ける際に、その交通費等が支給される（移転費）、広範囲の地域にわたる求職活動を行ったり、再就職促進を図るため必要な職業に関する教育訓練の受講料等を支給する（求職活動支援費）その他があります。

※但し、それぞれ支給要件や支給額について詳細な規定があります！！

☆実は失業者個人にだけでなく、**事業主に対して**も雇用調整助成金や、65歳超雇用推進助成金の支給**（雇用安定事業）**、職業生活への能力開発、向上に寄与する者、事業主等、都道府県に対しても必要な助成、援助を行っています**（能力開発事業）**

あわーず福井
訪問看護リハビリステーション
居宅介護支援ステーション

〒910－0005 福井市大手2－15－11

TEL 0776-50-2507
FAX 0776-50-2587
MAIL fukui@ours-sr.co.jp

❶ **365日24時間体制（土日祝日訪問OK！）**
❷ **訪問リハビリ** あり
（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士在籍）
❸ **小児・終末期・精神** 対応可能！
❹ 土日祝日追加料金は**無料**！
❺ 複数往診医と連携あり！
❻ 訪問先までの交通費は**無料**！
❼ 福井市・坂井市・永平寺町**全域対応**！
訪問エリア拡大中（エリア外も**応相談**）